

一般財団法人広島市学校給食会定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人広島市学校給食会定款（以下「定款」という。）第44条の規定に基づき、定款の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の選任)

第2条 評議員数は、定款第13条第2項各号に定める区分毎に、次の各号に規定する基準によるものとする。

- (1) 学校給食実施校の校長 2人以内
- (2) 学校給食実施校のPTAの会長若しくは副会長又はPTA連合組織の役員 2人以内
- (3) 学校給食実施校の設置者たる地方公共団体の職員又は職員であった者 1人以内

(役員を選任)

第3条 理事数は、定款第25条第1項各号に定める区分毎に、次の各号に規定する基準によるものとする。

- (1) 学校給食実施校の校長 2人以内
- (2) 学校給食実施校のPTAの会長若しくは副会長又はPTA連合組織の役員 2人以内
- (3) 学校給食実施校の設置者たる地方公共団体の職員又は職員であった者 2人以内

2 監事数は、定款第25条第2項各号に定める区分毎に、次の各号に規定する基準によるものとする。

- (1) 学校給食実施校の校長 1人
- (2) 学校給食実施校のPTAの会長若しくは副会長又はPTA連合組織の役員 1人
- (3) 学識経験者 1人

(評議員及び役員の報酬等)

第4条 定款第30条第1項ただし書に規定する評議員会が別に定める報酬等の支給の基準に従って算定する役員の報酬等の額は、広島市と協議して会長が定める額とする。

2 定款第15条第3項及び第30条第3項に掲げる評議員及び役員の費用弁償に関しては、広島市の基準によるものとする。

3 常勤の役員の服務は、会長が別に定める。

(業務分担)

第5条 定款第24条第2項及び第3項に基づき理事会で定める業務分担は、次に掲げるとおりとし、その業務執行の手続に関しては、別に会長が定める規程によるものとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(2) 常務理事は、会長の指揮を受けてこの法人の業務を執行する。

(3) 事務局長は、常務理事を補佐し、常務理事に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 定款第38条に定める専門委員は、学校給食用物資納入業者選定委員とし、委員会を構成するものとする。

2 前項に規定する委員会の運営に関しては、別に会長が定める。

3 第1項に規定する専門委員及び別に定める各種委員に対する費用弁償については、会長が別に定める。

(職員の職務権限等)

第7条 職員に関する規程、会計に関する規程、処務及び職員の職務権限に関する規程等この法人の業務執行に必要な規程等は、法令及び定款の規定により評議員会及び理事会の決議を要する事項を除き、会長が定める。

附 則

この細則は、一般財団法人広島市学校給食会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年6月30日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年6月11日から施行する。